

国交省遊漁船安全装置義務化担当者様  
水産庁遊漁船担当者様

## 案件番号 155261010 パブリックコメント意見書

2026年2月26日  
広島県0115 遊漁船みのり  
藤原 進

### 1章 漁船・プレジャーボート除外について

案件番号 155261009 のパブリックコメントはすでに提出済み

上記の内容と重なる。提出済みの資料を確認願う。

何度も提示しているデータを無視し漁船と遊漁船を区別することは問題である。アプリの提案もしている。デジタル革新が進む中、アナログな無線に頼る事にも疑問がある。**同じ大きさ・同じ最大搭載人員・同じ航行区域の船舶には同じ法律**の適応が妥当である。漁船と区別するのはこの件でも**法の下**の平等と言えない。国の食料自給を支える**漁師の命を軽んじている**。25年に高齢漁師対象のAIS 搭載補助事業も行われていように漁業は危険であると認めている。25日提出済み意見書に提示している水産庁のページでも認めている。

無線に関しても実際の事故からのデータの確率の提示。20年～24年の遊漁船死亡事故はいかだ・無線の有無は無関係。被害の軽減に繋がったと言えない。08年佐渡、22年枕崎、22年釜石の事故も無線の有無は無関係。08年佐渡は無線も携帯も繋がる状態であったが通報をしていなかった。

### 2章 アプリ提案について

先日提示したアプリ提案書に追加機能(項目 6)をつけて添付する。電波が不安定とされる問題の解消に繋がる機能になる。電波状況が悪くなった場合に通知する機能。非常用発信装置や AIS より安価で導入しやすいアプリの促進がより実用性が高く効果的である。遊漁船に限らず**全船舶に導入を促す**。